

「石狩市森林整備計画の策定について」に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和5年2月9日（木）から令和5年3月10日（金）まで

【担当部局】 企画経済部林業水産課

【意見提出者】 6人

【意見件数】 31件

【意見への対応】	採 用	： 意見に基づき原案を修正するもの	0件
	一部採用	： 意見に基づき原案を一部修正するもの	0件
	不 採 用	： 意見を原案に反映しないもの	0件
	記 載 済	： 既に原案に盛り込まれているもの	5件
	参 考	： 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
	そ の 他	： ご質問・ご意見として伺うもの	26件

【意見の検討経過】 令和5年3月13日～3月17日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成
令和5年3月17日 広聴・市民生活課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

「石狩市森林整備計画の策定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	<p>令和4年3月25日の改訂はパブコメをとったか、住民説明したか（HP掲載は結果のみ）</p> <p>この時も大きな改訂があったようだが、改訂ポイントを市民にしっかり伝えるべき。</p>	その他	<p>5年に一回の森林整備計画策定時においては、縦覧に合わせパブコメを実施してきているが、計画期間内の変更においては、考え方や指針を変更するものではなく、北海道の地域森林計画の変更を受けて文章表現等を変更するものであることから、森林法に基づく縦覧のみを行っています。</p> <p>また、この際の大きな変更箇所は、木材等生産林の中に「特に効率的な施業が可能な森林」を設けること、それは林地生産力が高く、林道等からの距離が近い等を踏まえてゾーニングすることとされたことです。</p>
2	<p>ただ今、パブコメ実施中であるが、HP上には、森林整備計画全体版が載っていない。</p> <p>令和5年2月9日（木曜日）から令和5年3月10日（金曜日）までにも関わらず、現在（3月9日）、概要版しか見れない。変更点、新旧表がなく比較できない。なぜ以前はこうだった記述をこのように変えたかが分かる資料をつくり直して、再度意見聴取すべき。担当者は全体版を載せたと言った後も、ホームページ上では概要版しか見られない。意見を出すために、全体版をわざわざもらいに行った方もいる。もう一度やり直してください。</p>	その他	<p>市町村森林整備計画への記載事項は、森林法で定められているほか、北海道の地域森林計画との適合が必要なことから、計画全体を示すより、項目毎の概要を簡潔に示すことで計画の方向性をご理解いただけると考えたものです。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
3	森林整備の基本方針(1ページ)には、『市町村森林整備計画は、北海道が作成した地域森林計画の対象となる民有林に対し、地域森林計画に基づいて、市が5年ごとに作成する10年間の計画であり、市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるものです。この計画は、地域の実情に応じて地域住民の理解と協力を得ながら、適切な森林整備を推進することを目的としています。』と入れるべき	その他	石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところです。
4	I-2-(1) 地域の目指すべき森林資源の姿に「木材等生産林」に「特に効率的な施業が可能な森林」を定めた理由と、令和4年改訂では、「該当なし」であったのに、今回、多大なエリアが該当となっている理由。しかも林班図が載っていないのでどこなのか見れない。	その他	全国の主伐後の再造林率は3~4割と低いため、林地生産力が高く、林道等からの距離が近いことなど施業がしやすいと思われる個所を森林整備計画で明確にすることにより、その後の植栽を促進しようとするためのものです。令和4年3月の変更当時は、該当地を設定するための考え方や条件等の情報が少なかったため、「該当なし」としたところですが、令和4年度中に設定の考え方が示され、木材等生産林のうち「植栽によらなければ更新が困難な森林」を「特に効率的な施業が可能な森林」として設定したものです。
5	I-2-(3) その他必要な事項のAで「山地災害防止機能」についての記述を削除した理由は。	記載済	石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところであり、I-2-(1)に記載があるためです。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
6	I-3 森林施業の合理化に関する基本方針の「石狩市森林整備推進協定」が何を意味するか追記したほうがよい	記載済	II-第6-2-イに記載しております。なお、3月17日に第3期の協定締結が行われたことから、策定時には文言修正を行う予定です。
7	II-第1-2『立木の伐採(主伐)の標準的な方法』 皆伐の一カ所当たりの伐採面積は原則として20haを超えないようのと、『(水資源保全ゾーンは原則として10ha)』という記載が削除になった理由は?水資源保存ゾーンの伐採面積は20haに変更という意味か。	記載済	石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところであり、別表2に記載があるためです。
8	II-第1-2-(4) 7 ページ 『伐採対象地区に希少野生生物が生息・生育していることが判明した場合には、関係機関などと協議しながら行うこととします』が削除された理由は。風力発電計画は、環境アセスメント法によって進められるが、その過程で希少鳥類などが発見された場合、計画の変更、リスク回避が取られる。また、市の環境課と打ちあわせて、対応を検討し、森林整備を行なうものがしっかりと対応できるようにすべき。 10 ページ『植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在』を『第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林(別表1. 1 共通のゾーニング参照)における人工林、及び水源涵かん養機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーン(別表1. 2 上乗せのゾーニング参照)において早	記載済	石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところであり、II-第7-4-ウに記載があるためです。 また、ゾーニングの拡大はしておりません。 新たに設定された「特に効率的な施業が可能な森林」を別物として整理するため、文章中から、『木材等生産のうち「植栽によらなければ更新が困難な森林』を削除したものです。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	期に更新を図るため、当該ゾーン的全森林について指定します。』と、拡大した理由はなぜか。		
9	15 ページ 「2 木材の生産機能の維持増幅～」で、『なお公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持管理増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし』とあるが、どこが重複しているのかわからない。共通ゾーニングと上乘せゾーニングで、施業の方法を定めているにも関わらず、木材等生産機能と重複できる意味がわからない。その範囲の面積とどこなのかを示すべき。	その他	石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところであり、本計画においては、実際に重複している箇所はありません。
10	15 ページ 上乘せゾーニングの「水資源保護ゾーンの皆伐面積を、原則 10ha 超えない」という記述を削除した理由は。結局どうなったのか。	記載済	石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところであり、別表 2 に記載があるためです。
11	20 ページ 路網整備について 八幡高岡第 3 線の路網整備の必要性はなにか。すでに、2 本大きな風力発電の工事用道路ができています。しかもこれは、森林組合によって森林作業道として先行して整備されたもの。このあたり一体は水源涵養林であるが、さらに路網整備する必要性に疑問。別荘や畑をやっている人達がいるところ。 嶺泊地区の路網は、どこを予定しているのか。こちらとも高岡同様、風力発電計画地となっているが、高岡と同	その他	八幡高岡第 3 線については、予算の都合により令和 4 年度に事業が前倒しで行われ完了していることが確認できたため策定時には削除いたします。 嶺泊地区には私有林の施業計画があり、八幡町シラトカリ地区には国有林と私有林、市有林とが共同で施業する計画がありません。 この計画でいう路網とは、北海道が指針として定める林業専用道並びに作業道であり、森林施業機械が通れる程度のものをいいます。これらの路網は施業に必要な一方、自然環境の保全

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>じく、工事用道路を先行して森林作業道とするのか。</p> <p>八幡シラトカリ地区の、路網整備の所在地もあきらかになっていないが、ここも風力発電計画地とかぶっている。</p> <p>風力発電は、環境アセス法によって認可された計画が工事開始となる。その事業で使う道路は、林地開発行為の許可に基づく。その道路部分を、森林整備と称して、先に着工するのはおかしい。</p> <p>石狩市は、林地開発の審査時に、森林整備計画に基づくどのような森林か、また河川管理者としての立場、生物保全の立場などから、北海道に意見を付す。しかしながら、既に公的な方針を示す森林整備計画内に、風力発電に関わる路網の整備が記載されることに対しては、しっかりとした説明責任がある。</p>		<p>や配慮から伐採幅や幅員が制限されており、開発行為に先行するものではありません。</p>
12	<p>改訂ごとに、どのように区域別の面積の増減があったかしめしてほしい。風力発電、バイオマスと、開発行為と森林施業がかなり密接なようだが、計画がどんどん規制力をなくしているのに、計画にしたがって施業していると言われても、それが適切か不適切かわからない。</p>	その他	<p>森林整備計画は、市の森林関連施業の方向や森林所有者が行う伐採、造林などの施業に関する規範等を定めるもので規制力はありません。</p> <p>林地開発については、森林整備とは異なり、開発行為として知事許可を受け行われるものと考えます。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
13	<p>基本的なことですが、パブコメを作成するにしてもWeb上では石狩市森林整備計画（概要版）しか縦覧することができないことから、大項目とその要点しか理解できなく策定の全体像を知ることができません。例えば林道の位置や計画区域などを図面にして把握し、それによって意見を作成することができます。概要版ではなく詳細がわかるものを公開するべきと考えることから、もう一度パブコメをやり直すべきです。要するに概要版ではパブコメを作成することができません。</p> <p>以下の2点について、明確なご回答をください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜこのような雑な手法を行うのでしょうか。 	その他	<p>市町村森林整備計画への記載事項は、森林法で定められているほか、北海道の地域森林計画との適合が必要なことから、計画全体を示すより、項目毎の概要を簡潔に示すことで計画の方向性をご理解いただけると考えたものです。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な計画策定を公示することにどのような問題があるのでしょうか。 	その他	<p>問題は何もありません。上記の考え方のもとパブコメを実施いたしました。</p>
15	<p>森林整備についてはよく判らないので意見という形で書きます。</p> <p>防風林は強風、吹雪の時にも、その中ではそよ風の様になり生活を守ってくれる。とても大切にしなければならぬと思っています。景観は言うに及ばず、四季折々楽しませてくれます。ベンチの設置もありがたいですが、喫煙はいかがなものでしょうか。（楽しみをうばいたくはありませんが）</p>	その他	<p>市内平野部は防風林が有効に働き、強風や吹雪の際にはその効果を発揮してくれているものと思われまます。</p> <p>どこの防風林なのかは特定できませんが、煙草の不始末は火災のもととなるため、喫煙はご遠慮いただきたいという考えは一緒です。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
16	<p>昨今、風力発電の大・小型風車が森林を削り、大幅道路を造り建てられ、その有様は目を覆うばかりです。市議会では地球温暖化のためと言っていますが、発電のために森林を荒らすのは本末転倒で、CO2削減にはなりません。未施業私有林も多いとのこと、NPO 法人自伐型推進協会のような処と管理について協議してはと思います。</p>	その他	<p>林地の相続がされていない、小規模でコストがかさむなど、様々な理由により未施業となっている森林があるため、その解消に向け森林所有者への意向調査等を進めております。自伐型林業もそういったことを解消する一つ的手段だと考えます。</p>
17	<p>防風林には絶滅危惧種の植物が点在していると聞きます。アカモズばかりでなく、植物の保護にも力を注いでほしいと思います。</p>	その他	<p>担当所管へ情報提供いたします。</p>
18	<p>先ず最初に、概要版〔意見書付き〕を見ても詳細がほとんど分からない、意見を出すには情報が少なすぎるのではないのでしょうか。</p> <p>問合せは載っていますが、石狩市森林整備計画の策定案の公開閲覧場所の案内がありません。</p> <p>パブコメを実施するのであれば、当初から策定案の詳細公開閲覧場所を載せるべきではないだろうか。と、こまた、概要版はもう少し詳しい内容であるべきだと感じる。</p> <p>さて本題の【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有林と私有林の割合が2対1であることに驚きました。 	その他	<p>市町村森林整備計画への記載事項は、森林法で定められているほか、北海道の地域森林計画との適合が必要なことから、計画全体を示すより、項目毎の概要を簡潔に示すことで計画の方向性をご理解いただけると考えたものです。</p> <p>また、伐採や造林の届出等、森林法に基づく届出や森林整備計画に沿った森林施業が進められるよう適切に対応してまいります。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>◆私有林であるだけに、近隣住民や市が知らぬうちに皆伐または他の用途に利用される可能性もあると思います。</p> <p>他の地域では、私有地が転売され廃棄物処理場になっていたり、太陽光発電パネルの設置により被害が出たり、またバイオマス発電のためと皆伐し環境が大きく変化し、環境破壊・生活環境の悪化・生物多様性の危機など様々な問題が起きていることを目にします。</p> <p>最もこれは私有地に限ったことではなく、市有地でも起こりうることだと感じます。</p>		
19	<p>◆森林の整備、地球温暖化の防止、路網整備という文言では何も問題が起こらないような感じですが、環境の変化はさまざまなところに大きな変化をもたらします。</p> <p>故に野生動物や植物の調査を丁寧に行うとともに、市民、住民への説明とともに必要があると思います。感じています。</p> <p><例：太陽光発電では、森を切り開きパネルの設置(土砂災害や水害の発生)・や草原にパネルの設置(草原性の鳥類の激減)：・風力発電では設置(建設路のための伐採、トラックからの排気ガス、基礎起訴安定のため土中に大量の鉄筋とコンクリート、バードストライクやバッドストライクなど)></p>	その他	<p>この計画は、木材の生産や山地災害の防止、水源涵養など森林が持つ多面的機能が総合的かつ高度に発揮させるために、適正な森林施業や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を目指すものです。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>森林が育つまでには本当に長い年月がかかります。その間も多種多様な動植物が守られ育っていきます。</p>		
20	<p>◆生物多様性とあります。二酸化炭素を吸収し酸素を生んでくれる宝である森林を守り活用するために、様々な分野の専門家や多くの市民の意見を聞き、じっくり時間をかけて計画を練ることを強く望みます。</p>	その他	<p>市では、石狩森林管理署をはじめとする林務関係行政機関のほか、森林所有者、指導林家、青年林業士、森林組合等の林業事業体で組織する「石狩市森林整備推進協議会」において意見を聞き計画を作成しております。</p>
21	<p>●パブリックコメント募集について、石狩市のホームページ、また、「あい・ボード」から原案そのものを探したのですが、「石狩市森林整備計画」そのものにたどり着くことができませんでした。2ページだけの（概要版）で10年間の森林整備計画を論じるのは不可能です。</p> <p>市民の声を生かす条例には、パブリックコメントは行政活動の「原案」について、広く意見を募集する方法で行うとあります。ホームページ上で「原案」の提示を行っていないのは、市民参加手続き上で、大いに誤っていると思います。「原案」をホームページ上、また、あい・ボードでの募集に添付して、あらためてパブコメの募集をしてください。</p>	その他	<p>市町村森林整備計画への記載事項は、森林法で定められているほか、北海道の地域森林計画との適合が必要なことから、計画全体を示すより、項目毎の概要を簡潔に示すことで計画の方向性をご理解いただけたらと考えたものです。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	詳しい内容がわかりません。		
22	<p>●森林整備の基本方針について</p> <p>森林の持つ多面的な機能によって、「生物多様性の保全」「地球温暖化の防止」「環境教育」についての多面的な視点が必要で、石狩市の環境施策との整合性を見なければいけないではありませんか？</p> <p>林道の路網整備推進は、生物多様性の保全とバッティングすると思います。</p> <p>したがって、早計な区域設定は、間違っていると思います。</p>	その他	<p>森林整備には路網整備も必要です。</p> <p>ご指摘の区域設定とは、路網の推進区域が設定されていることに対するものと判断いたしますが、路網の記載は、補助採択に向け、計画期間内に想定されている森林施業に併せて必要とする路網整備を掲載しています。</p>
23	<p>●森林整備に関する事項の中で、伐齢期について明示「天然広葉樹80年」というのがわかりません。</p>	その他	<p>石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところであり、これまでの計画と同様に樹種ごとの標準伐期齢を示しているものです。</p>
24	<p>●造林に関する事項で、人工造林及び天然更新に関する事項について明示、とありますが、(概要版)ではわかりません。</p>	その他	<p>石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところであり、これまでの計画と同様に人工造林、天然更新を示しているものです。</p>
25	<p>●人工林は災害に弱いと思うのですが、どうですか？</p>	その他	<p>植栽後、何も手入れをせずにいると、太陽光が行き渡らず成長が妨げられ、幹の細い木が密集した状態となります。間伐を行いながら成長させることで根の張った強い山林なると考えております。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
26	●間伐をするのは人工林だけではないのですか？	その他	広葉樹も行います。ただし、率先して行っているというより、自分の山を綺麗に整備したいなどといった、森林所有者の意向によるものです。
27	●石狩市森林整備計画の対象となる森林は、市有林と私有林ですか？（概要版）ではわかりません。原案そのものをホームページ上で、縦覧してください。パブリックコメントの募集の仕方として、間違っていると思います。	その他	市町村森林整備計画への記載事項は、森林法で定められているほか、北海道の地域森林計画との適合が必要なことから、計画全体を示すより、項目毎の概要を簡潔に示すことで計画の方向性をご理解いただけると考えたものです。
28	1 森林を取り巻く状況の記載を求める <ul style="list-style-type: none"> ・p1の「I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」の前に、以下の内容を含んだ、より大局的な記載を求める。 ・脱炭素社会の実現、気候危機対策にとって、森林の二酸化炭素吸収機能は極めて重要であり、人類が優先的に選択する対策としては開発しすぎた場所の森林化が有効と思われる。また、気候危機と同時に、生物多様性の損失が地球規模で進行しており、地球のシステムを支える自然の劣化が大問題となっている。森林は生物多様性の宝庫であり、この視点からも森林の維持は重要である。この3月に、次期生物多様性国家戦略が策定される。石狩市は、市域の74%が森林であり、二酸化炭素吸収源、生物多様性の2面から、計画のサブタイトルにあるとお 	その他	石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところです。ご意見にある内容の主旨については、本計画の基本方針で示しているところです。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	り、「豊かな自然を守り育て活かす森林づくり」が強く求められる。		
29	<p>2 地図・図面の充実を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石狩市域の地図に、国有林・私有林・石狩市有林の分布（林班も含め）や、公益的機能別施業森林等がわる分布を記載した地図が付録としてあるべき。 ・p20の路網整備の表に対応した対図、基幹路網の整備計画の表に対応した対図が示されておらず、電話で問合せたところ、まだ明確に地図上に示すことができないとのことで、パブコメをする段階ではないと考える。対図が整備されてから、再度パブコメを行うことを求める。 	その他	<p>図面については、北海道の技術支援により作成を進めていたため、データの反映に時間を要していたことや路網についても設計中だったことからお示しできずにおりました。</p> <p>路網についても補助採択に向け、計画期間内に想定されている森林施業に併せて必要とする路網整備を掲載しています。</p>
30	<p>3 生物多様性国家戦略を考慮した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の取組の中には、すでに生物多様性を考慮した取組も含まれていると思われる。国家戦略との対応がわかる記載を加えてはどうか。 	その他	<p>石狩市森林整備計画は、森林法に定める項目について、北海道の石狩空知地域森林計画を受けて作成しているところです。ご意見にある内容の主旨については、本計画の基本方針で示しているところです。</p>
31	<p>4 環境課との連携を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境課と連携し（地元住民の情報なども収集し）、希少動植物の情報を得て、森林内に自生・生息する動植物を保護・保全することが求められる。伐採前には十分な配慮がなされることを求める。 	その他	<p>関係法令等で定める希少野生動植物や生息環境の保全を図るため、当計画に沿った森林施業が図られるよう努めてまいります。</p>